

倫理規程

公益財団法人オリオンビール奨学財団

総 則

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 この法人は、その設立目的に従い、包括的な支援事業を通じ、沖縄県の未来に繋がる人材の育成を行い、沖縄の地域社会に貢献するという責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第4条 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

2 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第5条 評議員及び役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第6条 この法人は、利益相反を防止するとともに情報公開規程に基づき公開しなければならない。

2 この法人は、評議員会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いて行わなければならない。

3 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容の確認を徹底し、迅速な発見及び是正措置を講じなければならない。

(業務上の権限等の私的利用の禁止・利益相反行為等の制限)

第7条 役職員、業務上又は職務上与えられた地位や権限を利用して、自己の利益を図り、又は金額の多寡を問わず、不当に金銭その他の金品を借用し、若しくは贈与を受ける等不正な行為をしてはならない。

(2) 役職員は、原則として、次に掲げる行為（以下「利益相反行為等」という。）を行ってはならず、やむを得ない理由により次に掲げる行為をしようとする場合には、次項の規定に従って、理事長の承認を受けなければならない。

1. 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
3. この法人がその役職員の債務を保証することその他その役職員以外の者との間におけるこの法人とその役職員との利益が相反する取引
4. 民間公益活動を行う団体又はこれらの団体になり得る団体等（以下「実行団体等」という。）又はその役員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員（以下「実行団体等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、実行団体等又は実行団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす
5. 実行団体等又は実行団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること
6. 実行団体等又は実行団体等役職員から未公開株式を譲り受けること
7. 実行団体等又は実行団体等役職員から供応接待を受けること
8. 実行団体等役職員と共に遊技又はゴルフをすること
9. 実行団体等役職員と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること
10. 実行団体等又は実行団体等役職員をして、第三者に対し前4号から9号に掲げる行為をさせること

(3) 役職員が前項に規定する行為をしようとする場合は、次の事項を明示して理事長の承認を得るものとする。

1. 当該行為をする理由
2. 当該行為の内容
3. 当該行為の相手方・金額・時期・場所
4. 当該行為が正当であることを示す参考資料
5. その他必要事項

- (4) 前項の承認後、前項に示した事項について変更が生じた場合は、第 2 項に規定する行為を行う前に改めて理事長の承認を得るものとする。
- (5) 第 2 項に規定する行為をした役職員は、その行為後、遅滞なく、その行為について第 3 項に規定する事項を理事長に報告しなければならない。
- (6) 職員は、毎年 1 月と 6 月に第 2 項の規定に基づく申告事項の有無及び内容について理事長に書面で申告しなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第 8 条 評議員及び役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第 9 条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第 10 条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(改 廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附 則)

この規程は、令和 2 年 11 月 20 日より施行する。